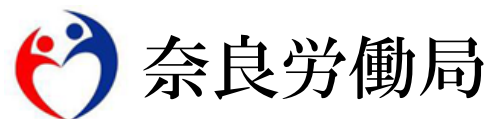


第1回 奈良県在籍型出向等支援協議会

資 料

令和3年6月23日

(1) 奈良県在籍型出向等支援協議会の設置について



1. 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で出向により雇用を維持するために、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、全国及び各都道府県で「**在籍型出向等支援協議会**」を設置・開催。

2. 全国在籍型出向等支援協議会

全国

(1) 構成員

- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会
- 公益財団法人産業雇用安定センター
- 経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁、中企庁
- 全国社会保険労務士会連合会（第2回開催参加調整中）

(2) 全国協議会の開催

令和3年2月17日（水）開催

(3) 協議事項

- 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関する事。
- 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関する事。

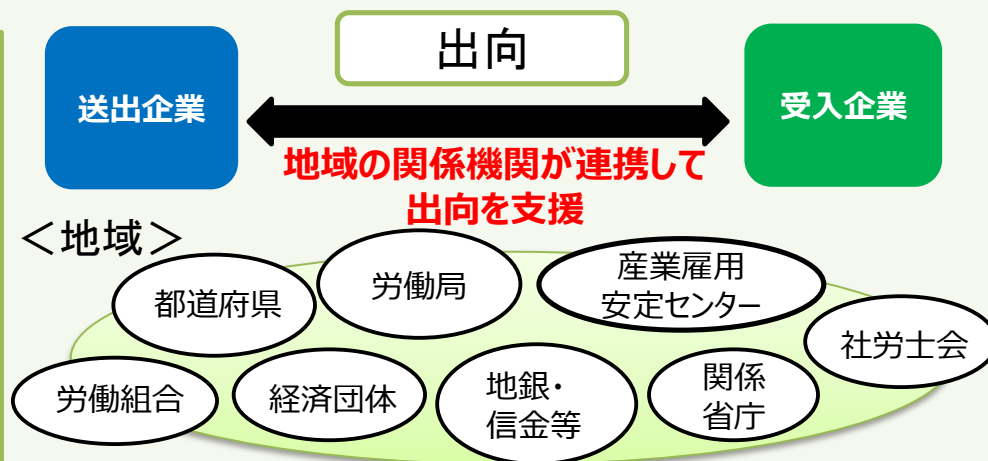
3. 地域在籍型出向等支援協議会

地域

全国での議論を踏まえ、各都道府県でも地域協議会を開催し、地域レベルで出向を具体的に支援。

各都道府県では、以下の事項について協議。

- 各地域の雇用情勢に関する事
- 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事
- 各地域における関係機関の連携に関する事
- 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事
- 各種出向支援策に関する事



奈良県在籍型出向等支援協議会 設置要綱 (案)

1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、奈良県在籍型出向等支援協議会（以下「地域協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成員等

地域協議会は、別紙に掲げる者を参集者として構成する。
また、地域協議会は必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

3 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関すること。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

4 事務局

地域協議会の事務局は、奈良労働局職業安定部に置く。

5 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年●月●日から施行する。

奈良県在籍型出向等支援協議会 構成員

区分	機関・団体名
経済団体	一般社団法人 奈良経済産業協会
	奈良県中小企業団体中央会
	奈良県商工会議所連合会
	奈良県商工会連合会
	日本労働組合総連合会 奈良県連合会
労働団体	奈良県社会保険労務士会
社会保険労務士会	株式会社 南都銀行
金融機関	奈良信用金庫
	大和信用金庫
	奈良中央信用金庫
	奈良県
地方公共団体	公益財団法人 産業雇用安定センター 奈良事務所
出向支援組織	近畿経済産業局
関係省庁	近畿地方整備局
	近畿運輸局
	奈良労働局

(2) 地域の雇用情勢について

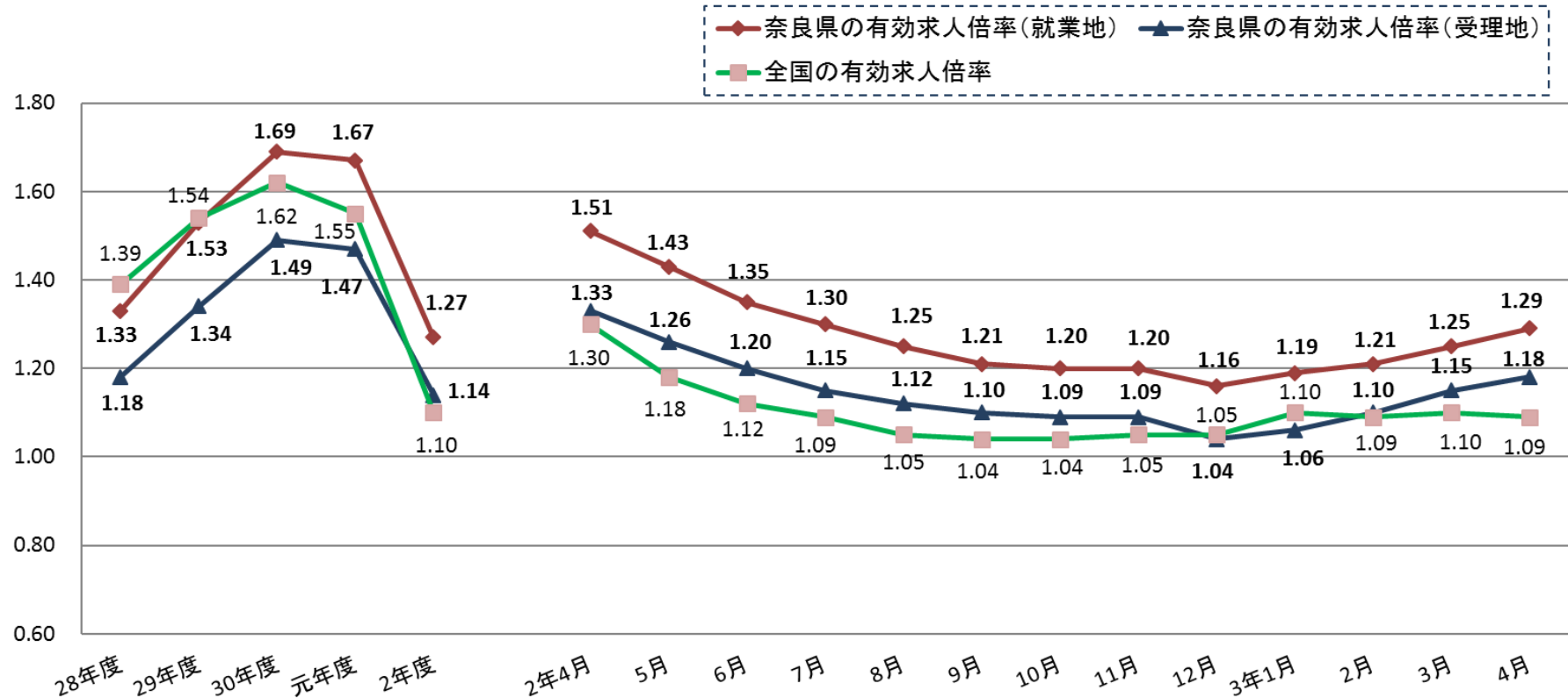


奈良県内の雇用情勢について

奈良県の令和3年4月の有効求人倍率は、受理地ベースで**1.18倍**、就業地ベースで**1.29倍**となりました。

全国の有効求人倍率を上回って推移していますが、特に令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、多くの産業で求人数が減少し、求職者数の増加もあいまって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準を大きく下回っており、4月の情勢判断は「**厳しさがみられる。**」としています。

有効求人倍率の推移(就業地別・受理地別)



産業別新規求人（受理値ベース）の状況について

令和3年4月の新規求人数（受理値ベース）は前年同月比で11.5%の増加となり、多くの産業で増加しましたが、「卸売業、小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」では減少するなど、引き続き厳しい状況にあります。

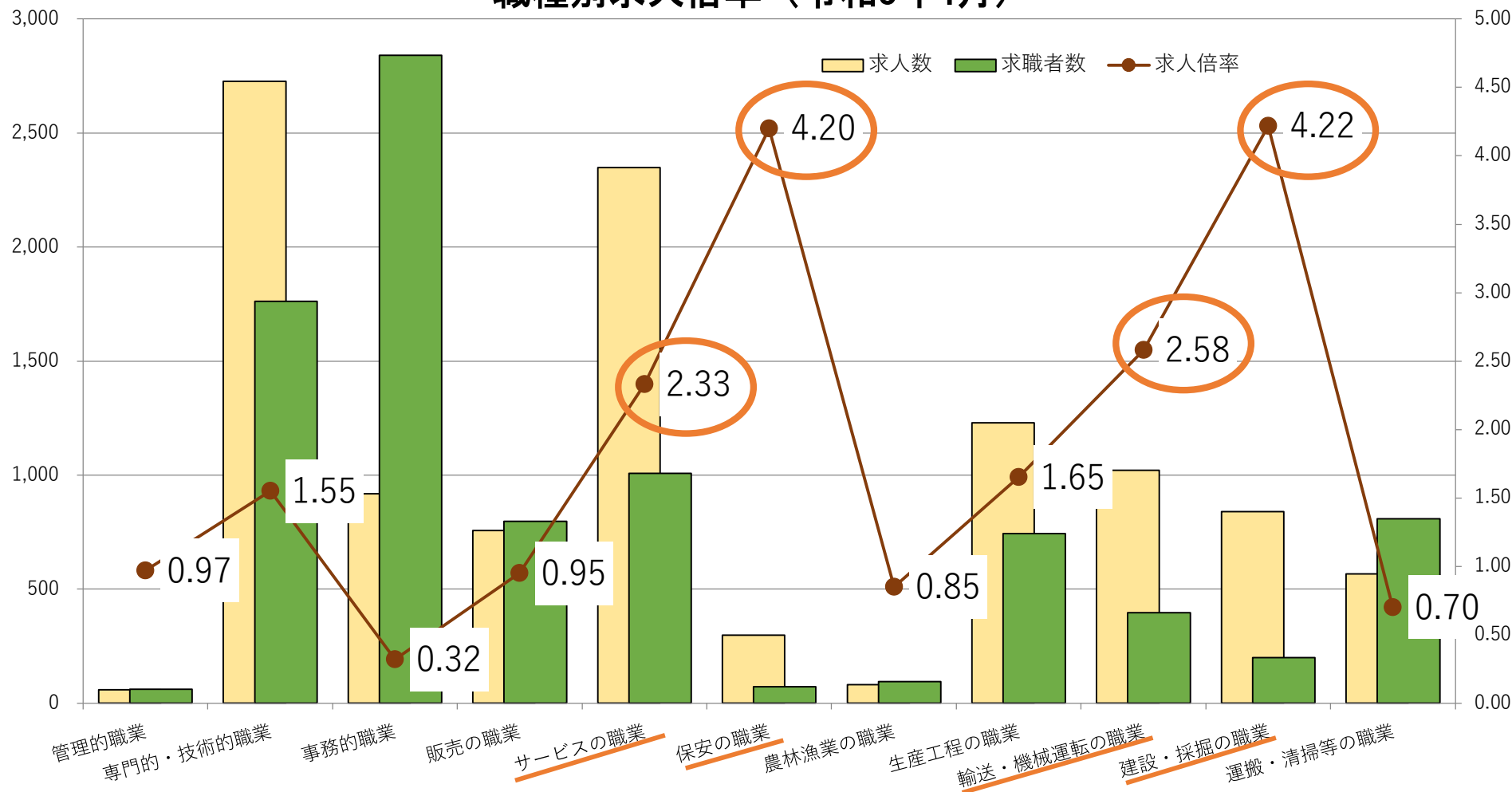
また、1年前の令和2年4月は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大幅に求人数が減少した時期であり、前々年同月と比較すると16.8%の減少となることから、影響を受ける前の水準を大きく下回る状況となっています。

産業別	令和3年4月			令和2年4月		31年4月
	前年比	前々年比	前年比	前年比		
A.B. 農、林、漁業(01～04)	129	35.8	21.7	95	▲ 10.4	106
C 鉱業、採石業、砂利採取業(05)	0			0		0
D 建設業(06～08)	565	9.1	▲ 10.6	518	▲ 18.0	632
E 製造業(09～32)	742	26.4	▲ 31.0	587	▲ 45.4	1,075
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33～36)	4	100.0	0.0	2	▲ 50.0	4
G 情報通信業(37～41)	52	10.6	15.6	47	4.4	45
H 運輸業、郵便業(42～49)	499	1.8	▲ 24.2	490	▲ 25.5	658
I 卸売業、小売業(50～61)	692	▲ 15.8	▲ 32.4	822	▲ 19.6	1,023
J 金融業、保険業(62～67)	29	11.5	▲ 23.7	26	▲ 31.6	38
K 不動産業、物品賃貸業(68～70)	101	▲ 23.5	▲ 1.0	132	29.4	102
L 学術研究、専門・技術サービス業(71～74)	186	86.0	31.9	100	▲ 29.1	141
M 宿泊業、飲食サービス業(75～77)	403	▲ 2.9	▲ 34.6	415	▲ 32.6	616
N 生活関連サービス業、娯楽業(78～80)	267	34.2	▲ 28.6	199	▲ 46.8	374
O 教育、学習支援業(81, 82)	122	183.7	▲ 6.2	43	▲ 66.9	130
P 医療、福祉(83～85)	2,708	14.0	▲ 4.1	2,375	▲ 15.9	2,825
Q 複合サービス事業(86, 87)	39	34.5	▲ 7.1	29	▲ 31.0	42
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	799	21.1	▲ 18.1	660	▲ 32.4	976
S.T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97, 98, 99)	248	▲ 4.6	▲ 23.9	260	▲ 20.2	326
合 計	7,585	11.5	▲ 16.8	6,800	▲ 25.4	9,113

(注) 新産業分類(平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」)に基づく区分による。

新型コロナウイルス感染症の影響により、全体の求人倍率は低下していますが、人手不足分野（建設、運輸、警備、介護福祉等のサービス）については、引き続き求人数が求職者数を大きく上回っている状況にあります。

職種別求人倍率（令和3年4月）



ハローワークの職業相談窓口より (新型コロナの影響を受け求職活動を開始した事例)



輸出が不振で会社から休むよう言われており、見切りをつけて転職を検討している。
(自動車部品製造業)

現在、在職中。雇用調整助成金により週2日のみ勤務。賃金も下がるため退職することとした。(旅行会社)

事務職で在職中。コロナの影響で受診を控える方が多く、患者が減ったため週2回程度の勤務に。先行きが不透明で転職を検討。(調剤薬局)

調理をしていたが、新型コロナウイルスの影響で客が減り、宴会等も無くなり休館することになったため転職を希望。(ホテル)

フロント業務で在職中。出勤できる日が少なく、補償があるも全額支給されないため、収入が減少し転職を希望。(ホテル)

在職中。昨年より休業手当を受給。先が見えず、継続勤務が第一希望だが、新聞配達をして補填をしている状態で、他への応募を希望。(ホテル)

調理で在職、店舗の休業に伴い休業補償を受けているが、休業が長期に渡り、モチベーションが維持できず、先行きの不安もあり求職活動を開始。(飲食店)



労働局・ハローワークで把握した奈良県内の事業所における解雇・雇止め等については、飲食業、宿泊業、製造業を始めとする多くの業種で見られます。また、昨年4月～6月をピークに減少傾向にありますが、緊急事態宣言の発令や営業時間の短縮要請など、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、現在においても解雇等による雇用調整が行われている状況にあります。

新型コロナウイルスによる解雇、雇止め等の状況（6月11日現在）

業種別	雇用調整可能性あり事業所数	解雇等見込み事業所数	解雇等見込み労働者数
宿泊業	12	5	79
サービス業	25	14	39
製造業	35	15	71
道路旅客運送業・運輸業・倉庫業	14	5	8
卸売業・小売業	30	20	59
飲食業	28	13	307
旅行業	1	0	0
介護・医療・福祉	13	4	7
建設業	6	3	4
労働者派遣業	1	0	0
農業	3	3	6
その他・不明	37	7	29
計	205	89	609

※重複している事業所は「1」として計上。

労働局、ハローワークに寄せられた相談・報告等において、県内事業所の雇用調整の状況を把握したものであり、必ずしも全てを把握したものではありません。

(3) 出向支援の取組及び関係機関の連携について

資料No. 3 - 1

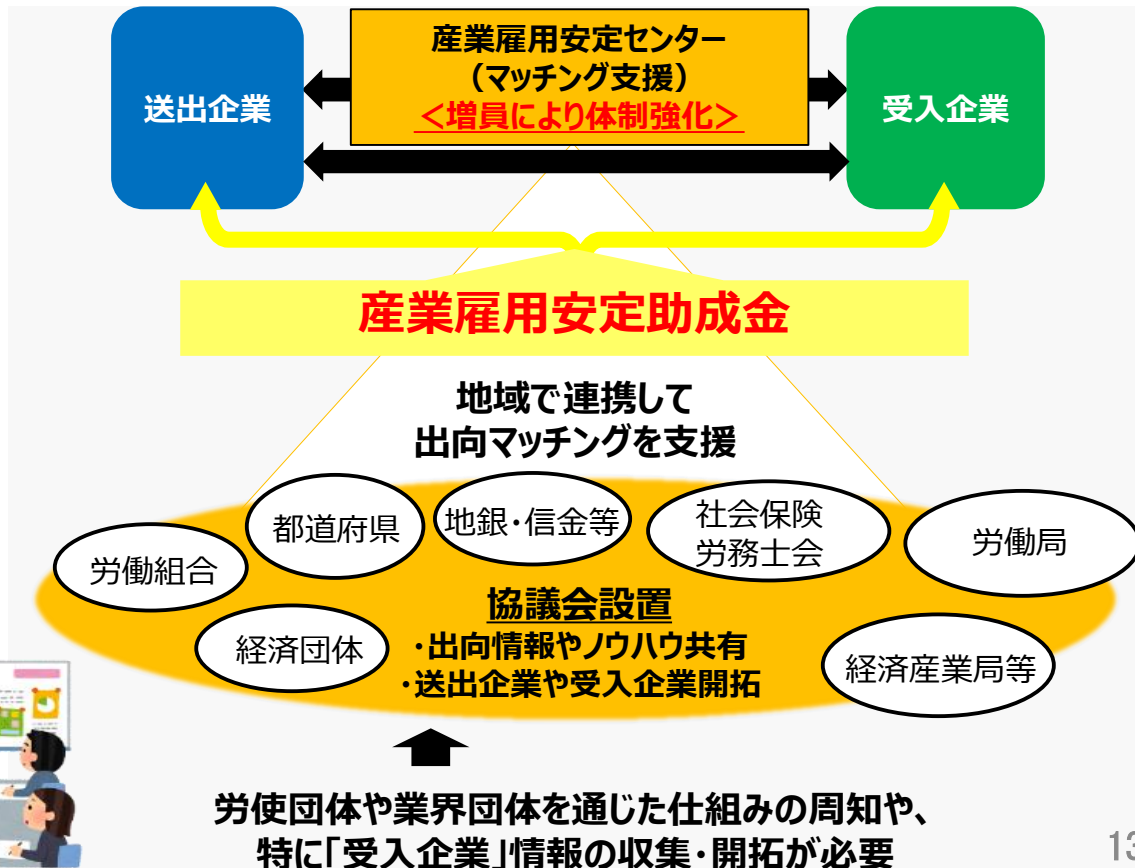
① 奈良労働局説明資料

在籍型出向の活用による雇用維持への支援

○ **在籍型出向を対象とする新たな助成制度（産業雇用安定助成金）を創設**するとともに、**産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化**するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足が生じている企業との間で**在籍型出向により雇用を維持する取り組みを支援**します。

<対策のポイント>

1. 全国及び都道府県協議会の設置・運営等による**在籍型出向の情報連携や理解促進**
2. 自治体等や労使団体・業界団体等が保有する**出向に関する情報と産業雇用安定センターが連携したマッチング支援体制の強化**
3. 在籍型出向を支援するため、出向元・出向先双方に対する**助成金の創設**による企業への**インセンティブの付与**



奈良労働局における出向支援の取組について①

1. 出向支援の周知等

(1) 労働局・ハローワーク窓口における周知

窓口において、産雇センター及び助成金のパンフレット等を活用した周知を実施。特に送出企業となり得る雇用調整助成金の申請企業、受入企業となり得る求人提出企業へ重点的な周知を実施。

(2) 事業所アンケートの実施

約1,300社に対し、産雇センター及び助成金のリーフレット等の送付と併せて、送出・受入の意向についてアンケートを実施。

アンケート結果に基づき意向確認、個別対応を実施中。(4月～)
(アンケート結果は16ページ参照)

(3) リーフレット等の郵送による周知

- ①雇用調整助成金の申請企業、約100社に対し送付。(6月)
- ②医療・福祉関係企業、約330社に対し送付。(6月)

(4) その他

- ①労働局ホームページにおける周知。
- ②経済団体への周知依頼。
- ③会議、セミナー、面接会等の企業が参集する機会での周知。

奈良労働局における出向支援の取組について②

2. 公益財団法人産業雇用安定センター奈良事務所との更なる連携

(1) 在籍型出向受入企業情報の提供

産雇センターからの送出企業又は送出者の希望条件に合う求人情報の提供依頼に基づき、求人の有無、在籍型出向による受け入れ希望を把握。了解を得た上で、産雇センターに情報を提供。

(2) 出向受入企業の開拓

産雇センターによる受入企業の開拓のための企業訪問への同行。

(3) 産雇センターのパンフレット等の配布・設置

送出企業の把握に当たっては、雇用調整助成金の支給申請のために労働局・ハローワークを訪問する事業主に対して、産雇センターのパンフレット等を配付。産業雇用安定助成金の周知等を併せて実施し、産雇センターへ誘導、橋渡しを実施。

(4) 産業雇用安定助成金の活用

産雇センターとの連携により出向の送出企業又は受入企業を把握するとともに、ニーズに応じて当該企業を訪問等し、産業雇用安定助成金を含む雇用関係助成金の活用についてのアドバイスを実施。

約1,300社に対し、送出・受入の意向についてアンケートを実施した結果、産業別の状況。

産業分類	送出企業数	主な業種
D：建設業	1社	総合建設業
E：製造業	4社	総合印刷、ユニットバス部品等製造等
I：卸売業、小売業	1社	スーパー、ドラッグストア
L：学術研究、専門・技術サービス業	1社	写真業
M：宿泊業、飲食サービス業	1社	旅館
O：教育、学習支援業	1社	体育教室
P：医療、福祉	1社	病院

産業分類	受入企業数	主な業種
A：農業、林業	1社	有機野菜農業
D：建設業	8社	総合建設業、住宅リフォーム事業、解体工事業等
E：製造業	12社	食料品製造卸・販売、肌着製造・販売、大型製缶、溶接関連製品等製造等
I：卸売業、小売業	5社	スーパー、ドラッグストア、ガスサービスショップ、携帯電話販売等
L：学術研究、専門・技術サービス業	1社	広告業他
M：宿泊業、飲食サービス業	1社	日本料理
O：教育、学習支援業	1社	学童保育所
P：医療、福祉	10社	障害者福祉事業、介護サービス事業、病院等
R：サービス業（他に分類されないもの）	1社	し尿収集及び処理業

その他の支援ツールについて

在籍型出向支援専用ページの開設

在籍型出向支援策をとりまとめた専用ページを厚生労働省ホームページに開設。在籍型出向の基本から、産業雇用安定助成金、産業雇用安定センターのマッチング支援など、在籍型出向の支援制度、各地域で独自に実施している出向の送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内などを掲載。



(厚生労働省ホームページ)

在籍型出向“基本がわかる” ハンドブック

在籍型出向のイロハが分かるハンドブックを作成。

別添資料1
参照

在籍型出向に係る動画の公開

在籍型出向に取り組むにあたっての基本的な事項、助成金を活用するための基本的な事項を動画で解説。

- 在籍型出向解説編 (約13分)

<https://www.youtube.com/watch?v=IJ77IHkzBYY>

- 産業雇用安定助成金解説編 (約16分)

<https://www.youtube.com/watch?v=8QPdgRHwLaU>

※ 厚労省ホームページからもリンクしています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00001.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000082805_00008.html



産業雇用安定助成金について

■ 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行う。

対象：雇用調整（コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図ること）を目的とする出向。

前提：雇用の維持を目的とする助成制度のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

■ 助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主が行う）。

別添資料2
別添資料3
参照

○ 出向運営経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（出向元・先の計）	12,000円 / 1人1日当たり	

○ 出向初期経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各 10万円 / 1人当たり（定額）	
加算額（※）	各 5万円 / 1人当たり（定額）	

（※）出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）
または出向先事業主（異業種からの受入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。

産業雇用安定助成金 出向計画受理状況

(令和3年2月5日(制度創設日)～令和3年5月28日実績) ※速報値

- ▶ 産業雇用安定助成金の出向計画受理件数は、労働者ベースで3,965人。
- ▶ 企業規模別に見ると、中小⇒中小が最多の1,427人(36.0%)、以下、中小⇒大1,116人(28.1%)、大⇒大883人(21.0%)、大⇒中小508人(12.8%)
- ▶ 業種別に見ると、出向元の最多は運輸業・郵便業(1,702人)、出向先の最多は製造業(1,022人)、出向成立の最多は製造業⇒製造業(668人) 異業種への出向割合は61.0% ※奈良局 運輸業⇒サービス業、製造業(2人)・物品賃貸業(同業種へ2人)

受理状況

計画届受理 ()内は奈良局		
出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数
3,965人(5人)	396所(3所)	614所(3所)
業種別		

企業規模別

出向先	出向元	
	大企業	中小企業
大企業	833	1,116 (1)
中小企業	508	1,427 (4)
官公庁	55	26

出向先	出向元																				合計	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T		
	農業林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されるものを除く)	分類不能の産業		
A	農業林業	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	
B	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
D	建設業	0	0	0	11	4	0	6	0	0	0	0	7	0	0	0	0	3	0	0	31	
E	製造業	0	0	0	0	668	0	204	47	0	0	3	38	14	0	0	0	8	0	40	1022	
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
G	情報通信業	0	0	0	2	6	18	58	3	0	0	0	7	16	0	2	0	8	0	0	120	
H	運輸業・郵便業	0	0	0	0	88	0	532	1	0	0	2	19	9	0	0	0	2	0	0	653	
I	卸売業、小売業	0	0	0	2	22	0	125	29	0	0	0	44	8	0	3	0	72	0	0	305	
J	金融業、保険業	0	0	0	0	1	0	34	1	0	0	13	2	1	0	0	0	1	0	0	53	
K	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	3	0	0	9	5	0	17	1	7	1	6	0	0	2	0	0	51	
L	学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	3	0	8	46	5	0	9	10	46	0	2	0	54	0	0	183	
M	宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	12	0	69	6	0	0	2	148	50	0	0	16	6	0	0	309	
N	生活関連サービス、娯楽業	0	0	0	0	1	0	97	0	0	0	3	23	21	0	3	61	10	0	0	219	
O	教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	36	0	0	3	12	0	5	0	1	0	5	0	0	62	
P	医療、福祉	0	0	0	0	2	0	44	9	0	0	0	7	23	0	5	1	21	0	0	112	
Q	複合サービス事業	0	0	0	0	5	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	9	0	0	18	
R	サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	0	34	0	6	376	11	0	2	52	61	45	3	0	54	85	0	729	
S	公務(他に分類されるものを除く)	0	0	0	0	0	0	59	0	0	0	0	0	1	18	0	0	0	3	0	81	
T	分類不能の産業	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	1	1	0	9	
	合計	1	0	0	18	850	0	32	1702	117	0	25	97	374	260	9	16	134	290	0	40	3965

資料No. 3 - 2

② (公財) 産業雇用安定センター奈良事務所
説明資料

産業雇用安定センターのご案内



応援します、頑張るあなたの新職場!!



産業雇用安定センターについて

プラザ合意に伴う円高不況の進行により、大量の余剰人員が生まれ雇用不安が高まっていた時代、1987年（昭和62年）3月に当時の労働省、日経連、産業団体などが協力して**失業なき労働移動**を支援する**公的機関**として設立されました。

以来、厚生労働省、経済・産業団体や連合（労働組合）などとの密接な連携のもとに、本部と全国47都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより出向・移籍の支援事業に取り組んでいます。

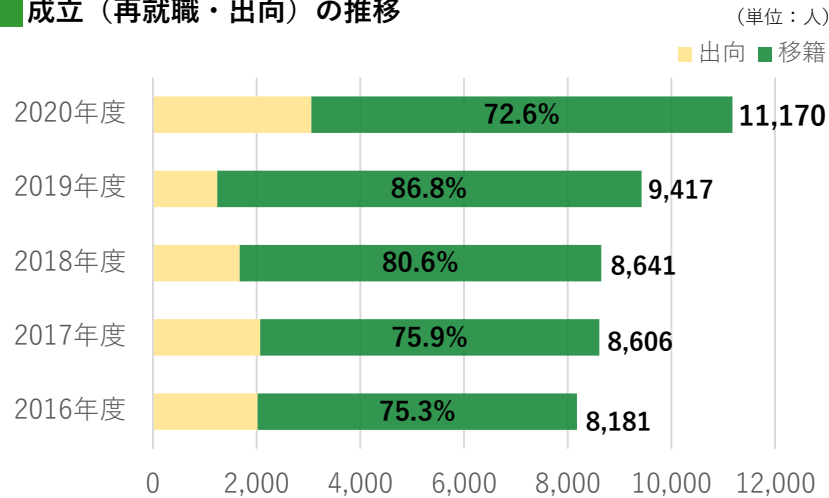
主な事業は、人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間に立って、情報提供・相談等の支援を行い、出向・移籍の成立に結び付ける「**人材の橋渡し**」の業務を **無料** で実施しています。



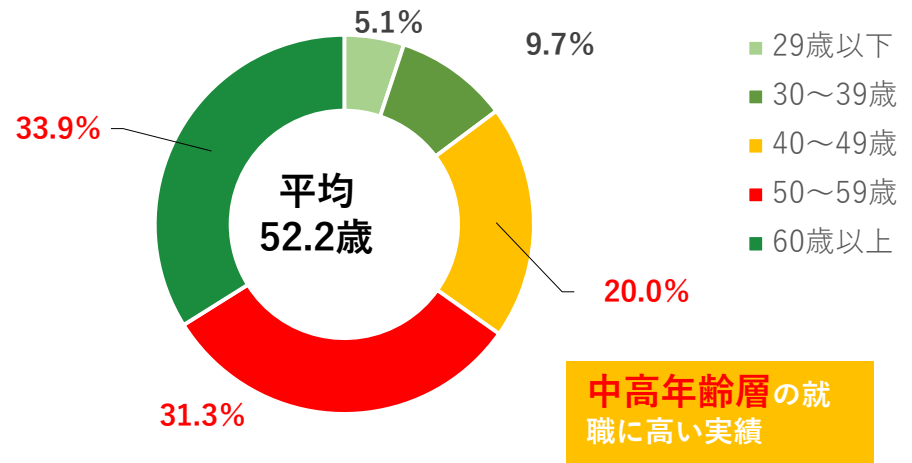
雇用調整等のニーズのある **1** 企業（送出）と **2** 雇い入れご希望の企業（受入）との間で人材マッチングサービスを提供しています。

産業雇用安定センターの支援実績（2020年度）

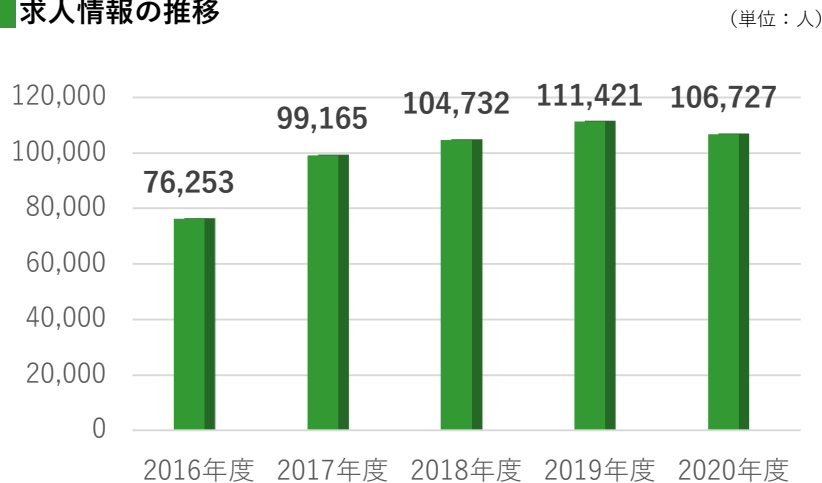
■ 成立（再就職・出向）の推移



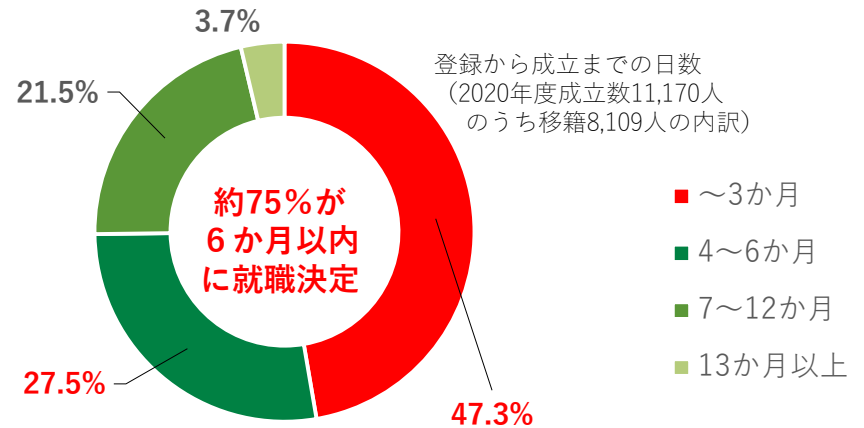
■ 年齢別成立（移籍）状況（2020年度：11,170人のうち移籍8,109人）



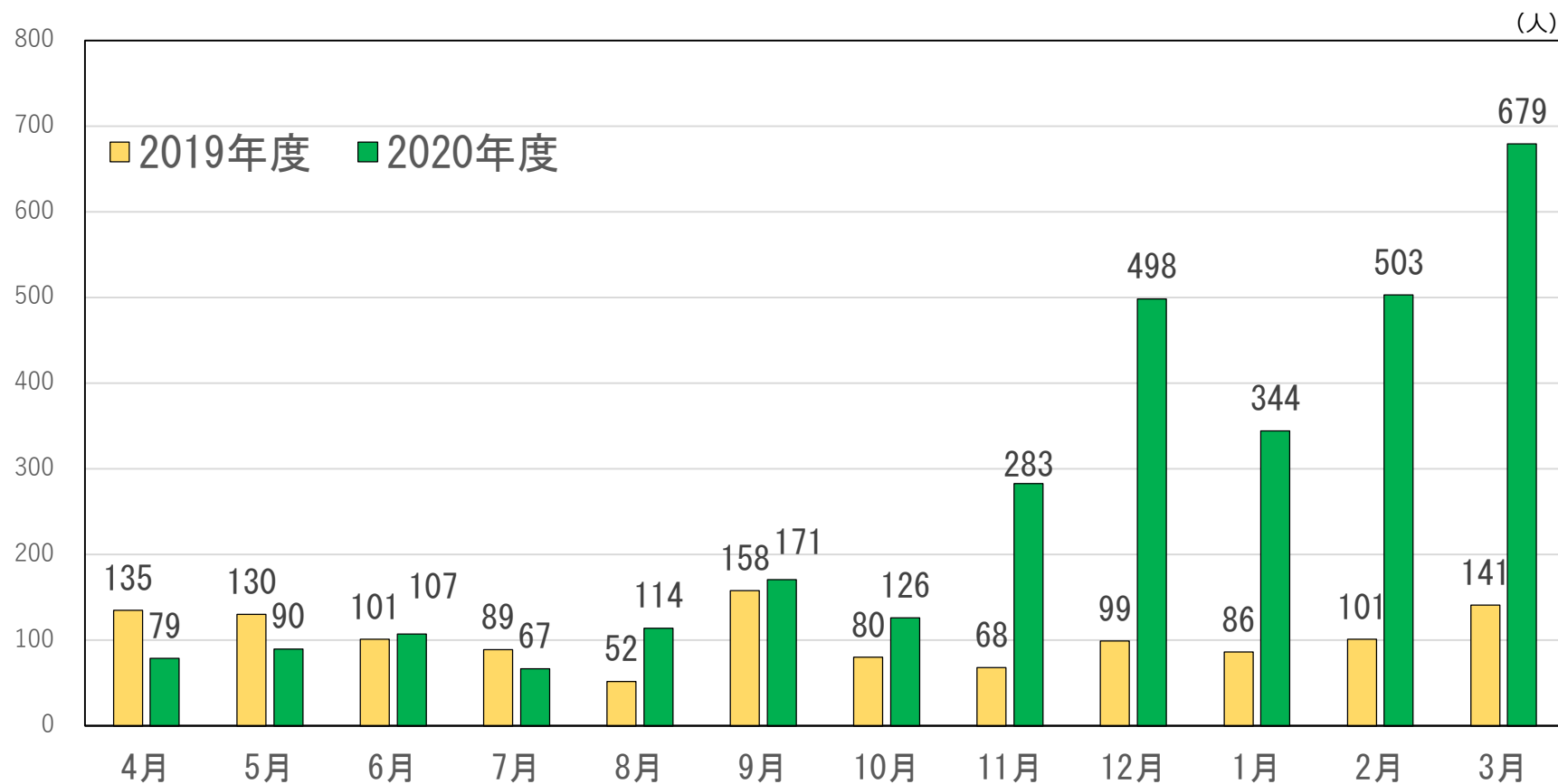
■ 求人情報の推移



■ 就職先が決まるまでの期間（移籍）



出向の月別成立の推移

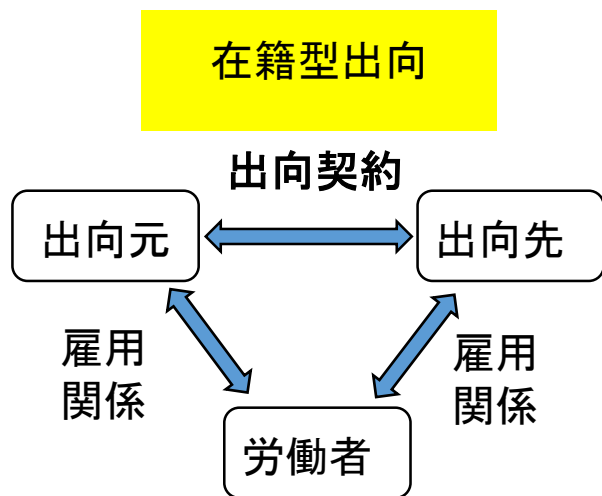


2019年度
出向成立数：1,240人

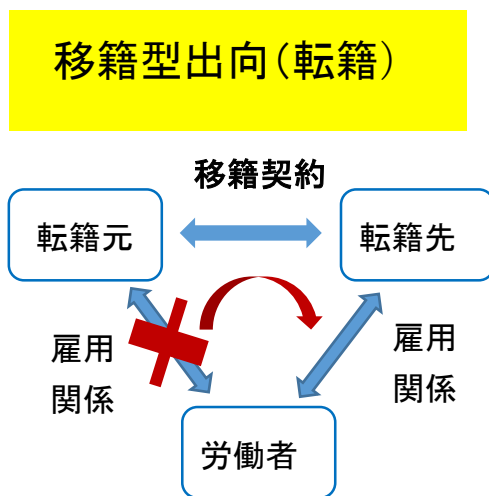
2020年度（4月～3月）
出向成立数：3,061人

在籍型出向とは

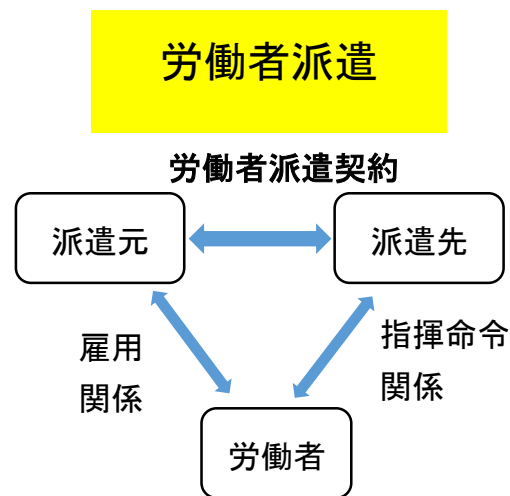
在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。



※出向先と労働者間の関係は「雇用関係」



※退職と雇用の同時発生

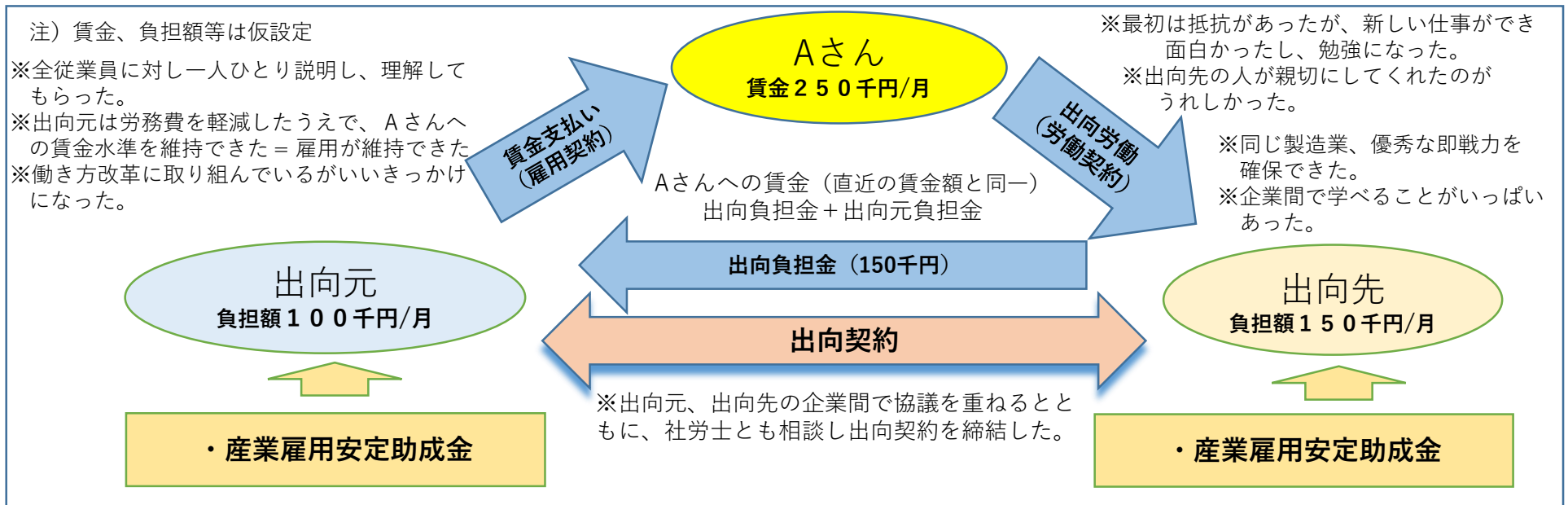


※派遣先と労働者間の関係は「指揮命令関係」

在籍型出向のメリット

- コロナ禍の中で労働者の雇用の維持が図られることに加え、労働者は自社ではできない経験をすることにより職業能力の向上につながり、出向元企業の経営にとっても業績向上や人材育成といった効果が期待できます。
- また、出向先企業にとっても、人材の受入方法の選択肢が広がるとともに、出向労働者の能力発揮によって生産性が向上するなど、職場が活性化する効果が期待できます。

成立事例		送り出し企業の業態	送り出しの理由	受入れ企業の業態	受入れの理由	出向者数
		金属材料製造業	感染症の影響により需要が落ち込んでいる。熟練工の雇用維持を図りたい。	製麺業	これまで人手不足が続いており苦慮してきた。特に冬場の人員確保は深刻な問題。一時的な出向でもよいので受入れたい。	10



在籍型出向に係った方々の声

出向元企業

- 労務費を大幅に削減できた
- 出向者の収入が確保できて良かった
- 出向者が人間的に成長して帰ってきてくれた
- 管理者育成の機会となった
- 出向先で習得した知識、技術が自社の事業拡大に役立った

出向者

- 仕事はきつかったけど、新しい仕事をするのは案外おもしろかった
- 自分の会社で役に立つものが、色々みつかった
- 機会があったら、また社外出向に行ってみたい

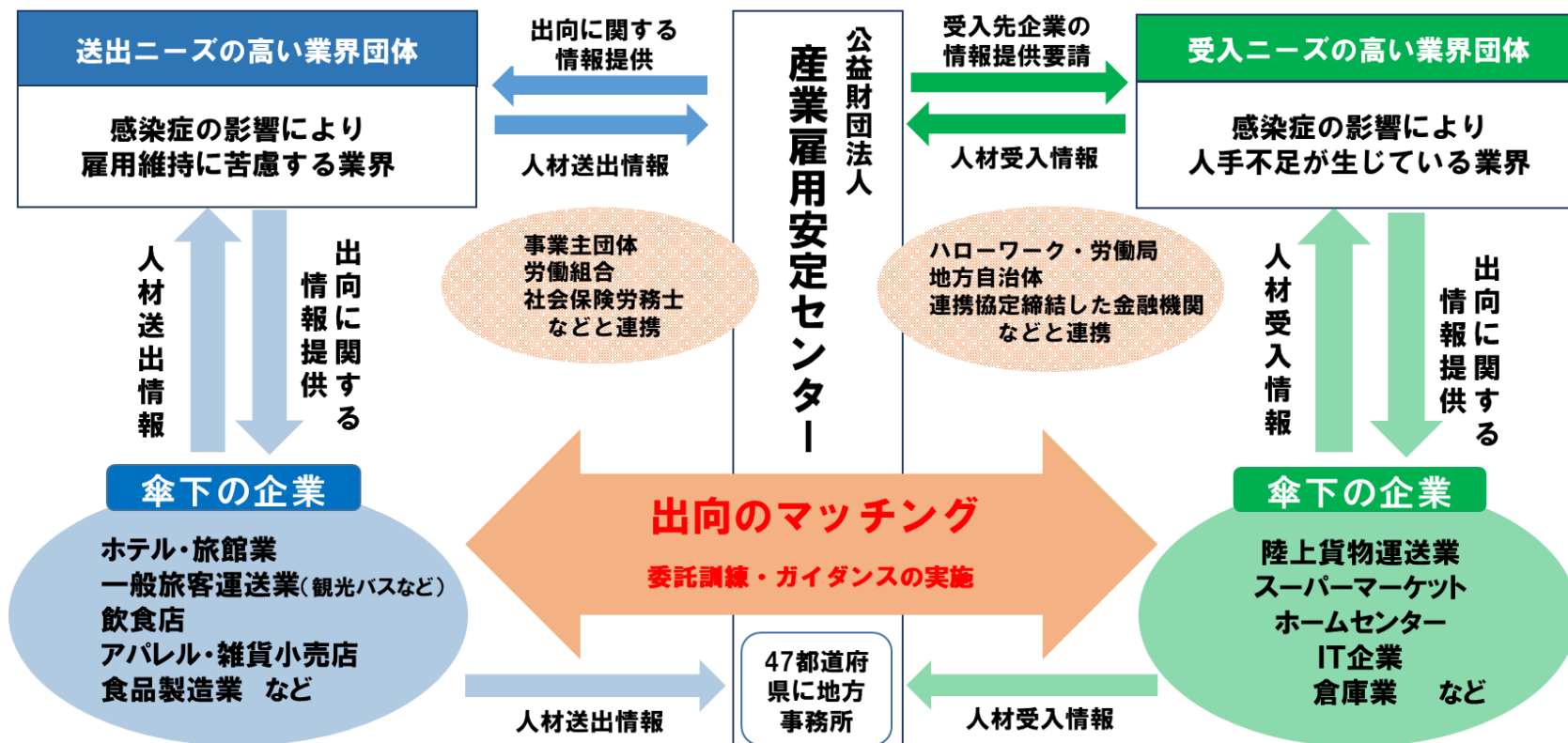
出向先企業

- 必要な人材を直接雇用より低い労務費で活用することが出来た
- 高操業対応に大きく貢献して頂いた
- 期間従業員と比較して、出向元の社名を背負っており責任感がある。
- 安全意識が高い、業務の習熟が早い
- 現場から「期間従業員より出向者が欲しい」との意見が多い
- 経営に直結する人材を充足でき、経営基盤の強化が実現できた





雇用を守る出向支援プログラム2020

～ 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料で行います。



感染症の影響を受けた企業の在籍出向を活用した雇用維持の具体例

	送り出し企業の業態	送り出しの理由	受入れ企業の業態	受入れの理由	出向者数
事例 1 	空港関連サービス業 (「グランドハンドリング」関連)	感染症の影響によりインバウンドを含む旅客取扱が大幅に減少しており、空港での受付、案内、手荷物の搬送・積載などのグランドハンドリング業務の雇用が過剰となっている。感染症収束後を見据えて、特殊な技術と経験を有する従業員の雇用を維持するために出向を活用したい。	情報処理・提供サービス業 (コールセンター)	テレマーケティングのためのコールセンター業務を受託しているが、人材が不足している。接客スキルの高い人であれば出向として受け入れたい。	44
事例 2 	航空運送業	感染症の影響により国内・国際旅客運輸が減少している。余剰人員の雇用を確保するため受付・案内業務の社員を出向させたい。	労働者派遣業 (コロナ関係受託事業)	地方自治体からコロナワクチン接種会場の準備と運営業務を受託し、自社の直接雇用の形態により人材確保したい。接客スキルが高い人材を出向として受け入れたい。	8
事例 3	旅行代理店	インバウンド観光客を対象とする旅行企画・営業がほとんど稼働していない状況だが、担当者の雇用は維持したいので出向を活用したい。	保育園	保育園での給食の調理補助者が育児休業をすることとなったので、1年間の有期雇用での求人を出していたが、出向での受け入れを考えたい。	1
事例 4	業務用酒類販売業	緊急事態宣言の発出により居酒屋・レストランからの酒類や各種飲料の受注が大幅に減少し、配送を担当する従業員の雇用が過剰となっているが、従業員の雇用維持を最優先に考え出向を活用したい。	生活協同組合	家庭での食材や日用品の注文が極めて高い水準で続き繁忙を極めていますが、配送ドライバーや物流センターのピッキング要員が確保できず困っているので、出向で受け入れたい。	3
事例 5	鉄鋼業	感染症の影響により事業再編を余儀なくされており、生産技術要員の配置転換が必要となった。配置転換の選択肢としてグループ企業外への出向を活用したい。	有機化学工業製品製造業 (ベンチャー企業)	来春稼働予定のパイロットプラント建設工事に当たり、機械設計者を確保する必要がある。	1
事例 6 	旅行代理店	東南アジアからの旅行者に対する企画販売を行っているが、国の産業雇用安定助成金を活用して営業職の雇用を維持したい。出向先候補企業との顔合わせや、対象労働者に職場見学してもらう機会を産雇センターがセットしてくれた。	老人福祉・介護事業	介護付有料老人ホームを運営しているが、慢性的な人手不足の状況。丁寧な接遇ができる人を受け入れたい。出向元企業と労働者にも納得して安心して出向させてもらいたい。	2
事例 7	一般乗合旅客自動車運送業 (高速路線バス等)	感染症の影響で高速バスの旅客が減少しており減便を余儀なくされている。当面、バス運転手はローテーションで業務に従事させているが、今回は乗車券販売や予約受付等の事務職従業員の雇用を維持するため、一時的な出向送出を考えたい。	ポンプ・圧縮機器製造業	産業用ロボットや医療機器の空気動力に関連する部品を製造している。一時的な受注増に伴い生産が増加しているが、製造工程の人材確保ができないので出向として受け入れたい。商工会議所に相談したところ、産業雇用安定センターの活用を勧められた。	3
事例 8	一般貸切旅客自動車運送業 (観光バス)	訪日外国人旅行者を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、出向を活用して雇用維持を図りたい。	一般貨物自動車運送業 (精密部品輸送)	精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる丁寧かつ繊細な運転が期待できるので出向として受け入れたい。	2
事例 9 	旅館・ホテル業 (リゾートホテル)	インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。フロント、客室担当を一時的に出向してもらって雇用を維持したい。	情報処理・提供サービス業 (コールセンター)	新たにコールセンターを開設した。自治体からコロナワクチンに関する相談や手続きに関する業務を受託し、スタッフを採用しているところだがまだ足りない。接客スキルが高い人が出向で来てくれるのであれば受け入れたい。	10

担当事務所のご案内

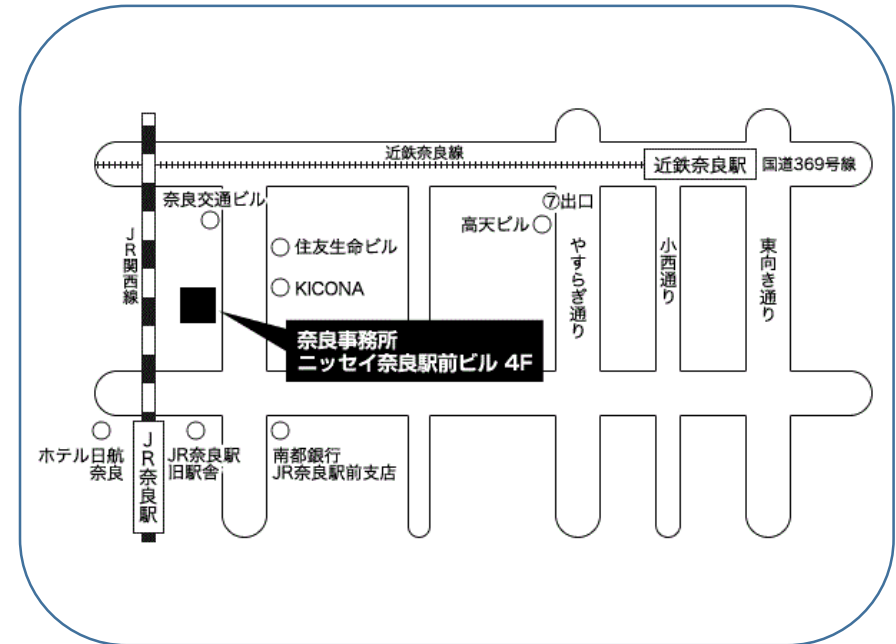
公益財団法人 産業雇用安定センター 奈良事務所

電話番号 0742-24-2015

住所 630-8115

奈良市大宮町1丁目1番15号

ニッセイ奈良駅前ビル4階



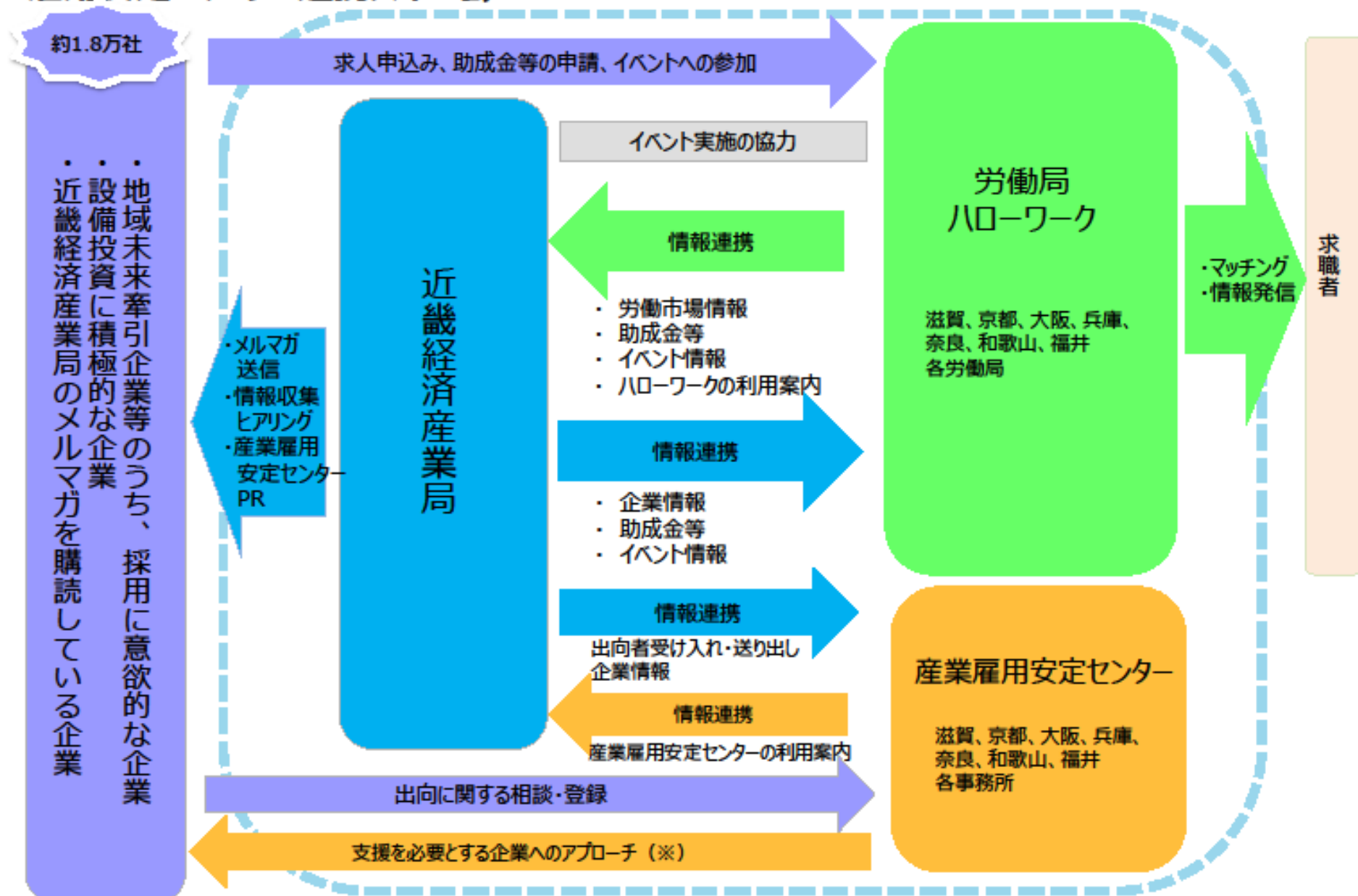
交通アクセス

J R 奈良駅東口改札から徒歩 2 分

近鉄奈良駅⑦番出口から徒歩 8 分

③ 近畿経済産業局説明資料

雇用安定のための連携スキーム



※必要に応じ、近畿経済産業局と産業雇用安定センターが同行してアプローチ

④ 奈良県在籍型出向等支援協議会における
連携について



